茨木市生涯学習施策推進庁内検討会設置要綱

(設置)

第1 本市における生涯学習施策に係る計画の策定、推進及び見直しを円滑かつ適切 に進めるため、茨木市生涯学習施策推進庁内検討会(以下「検討会」という。)を 設置する。

(所掌事務)

- 第2 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 生涯学習施策に係る計画の策定、推進及び見直しに関すること。
 - (2) 生涯学習施策に係る庁内関係課間の総合的な調整に関すること。
 - (3) その他生涯学習施策について必要な事項。

(組織)

第3 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長等)

- 第4 検討会に会長を置き、市民文化部長の職にある者をもって充てる。
- 2 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、文化振興課長の職にある者がそ の職務を代理する。

(会議)

- 第5 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、市民文化部において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会について必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表

市民文化部長 危機管理課長 政策企画課長 市民協働推進課長 文化振興課長 スポーツ推進課長 人権・男女共生課長 障害福祉課長 長寿介護課長 こども政策課長 子育て支援課長 商工労政課長 農林課長 環境政策課長 都市政策課長 北部整備推進課長 社会教育振興課長 歴史文化財課長 中央図書館長 学校教育推進課長